

事務連絡  
平成27年1月7日

各市町村教育委員会教育長  
関係各県立特別支援学校長  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

自転車安全利用五則啓発歌「5 Song」の活用について（依頼）

標記について、別添写しのとおり埼玉県警察本部交通部長から依頼がありました。

つきましては、関係各特別支援学校（小学部）並びに各小学校の設置地域を所管する警察署から啓発歌「5 Song」が録音されたCDが配布されますので、児童への自転車交通安全指導の際に活用いただきますようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各小学校に対し啓発歌CDの配布並びに活用について周知いただきますようお願いいたします。

県教育局県立学校部保健体育課  
学校安全担当 山中  
TEL 048-830-6964  
FAX 048-830-4971



交 企 第 9 号  
平成 27 年 1 月 6 日

埼玉県教育委員会教育長 様

埼玉県警察本部  
交 通 部 長  
(公印省略)

自転車安全利用五則啓発歌「5<sup>ごそんぐ</sup>Song」の活用について（依頼）

日ごろは、警察行政各般にわたり、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、埼玉県警察では、（一財）埼玉県交通安全協会協力のもと、自転車安全利用五則を周知させるため、啓発歌「5 Song」のCDを制作しました。

啓発歌は、自転車利用者が自転車は車両であることや車道通行の原則等安全利用のための交通ルールを知らないことにより交通事故の当事者になることが懸念されることから、自転車の交通ルールを分かりやすい歌にし、児童期から交通ルールを覚えさせることにより、自転車の関係する交通事故の防止を図るため制作したものです。

警察では、悲惨な交通事故の抑止のため、この種事故の未然防止を図ることが大切であるとの認識に立ち、今後、これらの防止対策を推進することとしております。

つきましては、貴委員会から県内市町村教育委員会に対しまして、啓発歌の活用連絡と小学校に対しては、管轄警察署から配布される啓発歌の活用（別添活用例参照）についてご連絡頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、CDは、平成27年1月から順次配布致します。

問合せ先

埼玉県警察本部交通部交通企画課  
自転車対策係 堂前

048-832-0110（内線 5054）

## 活 用 例

- 総合学習などの時間に自転車のルールを学ぶ時間を作り、CDを活用
- 保護者会などで自転車のルールを学ぶ機会を作り、CDを活用
- 登下校時間や昼休み時間などに放送で流す
- お遊戯会や運動会で、オリジナルの振付を付けて踊る

など、自転車の安全利用をあらゆる場面で学べるような活用をお願いします。